

➤ 廃棄物の処分基準

廃棄物を処分する場合、生活環境の保全上支障が生じることなく、適正に処理するために、下記①～⑩の基準を遵守しなければなりません。

- ① 廃棄物が飛散、流出しないように処分の作業を行うこと。
- ② 処分の作業に伴う悪臭、騒音、振動によって生活環境の保全上支障が生じないよう必要な措置を講じること。
- ③ 処分のために設置する施設は、生活環境の保全上支障を生ずるおそれがないよう必要な措置を講じること。
- ④ 廃棄物を焼却する場合には、構造基準を満たす焼却施設を用い、環境大臣が定める方法により焼却すること。
 - ※ 基準を満たさない施設で焼却することは、野焼きと同様、不適正な焼却です。
 - ※ 設置した時には構造基準を満たしていた施設であっても、故障や破損等により基準に適合しなくなる場合があります。
 - ※ 焼却で生じた燃え殻等は廃棄物として適正に処理しなければなりません。

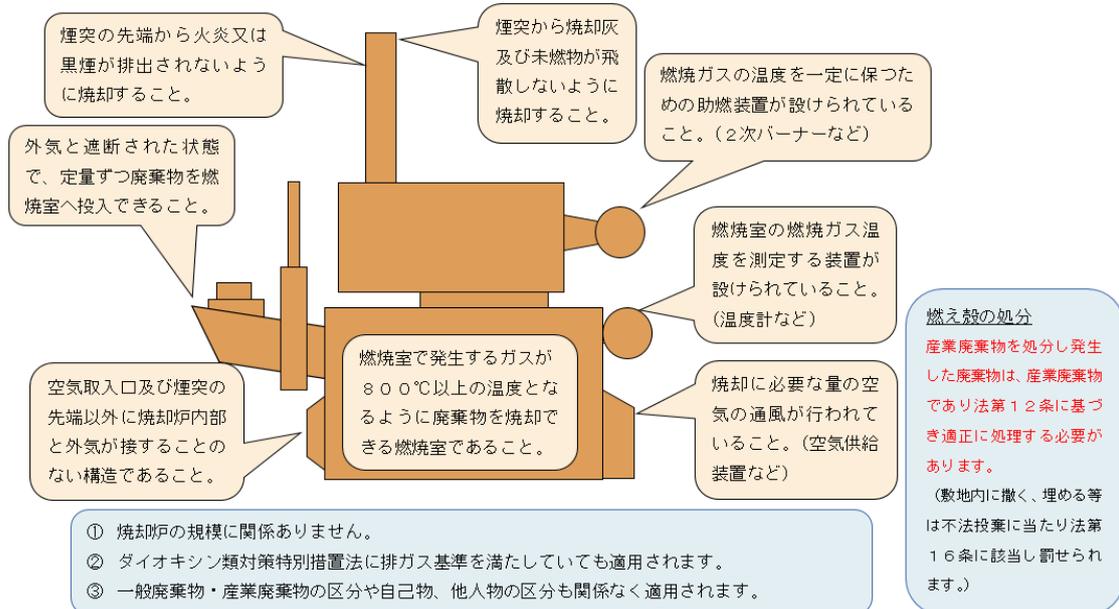
焼却施設の構造基準

- ・ 空気取入口及び煙突の先端以外に焼却設備内と外気が接することなく、燃焼室において発生する燃焼ガスの温度が800℃以上の状態で焼却できるものであること。
- ・ 燃焼に必要な量の空気の通風が行われるものであること。
- ・ 燃焼室内において廃棄物が燃焼しているときに、燃焼室に廃棄物を投入する場合には、外気と遮断された状態で定量ずつ廃棄物を投入できるものであること。
- ・ 燃焼室中の燃焼ガスの温度を測定するための装置が設けられていること。
- ・ 燃焼ガスの温度を保つために必要な助燃装置が設けられていること。

環境大臣が定める焼却の方法

- ・ 煙突の先端以外から燃焼ガスが排出されないように焼却すること。
- ・ 煙突の先端から火炎又は汚染度が25%を超える黒煙が排出されないように焼却すること。
- ・ 煙突から焼却灰及び未燃物が飛散しないように焼却すること。

「焼却炉の構造基準」及び「環境大臣が定める焼却の方法」の概略図



- ⑤ 廃棄物を熱分解する場合には、構造基準を満たす熱分解施設を用い、環境大臣が定める方法により熱分解すること。

熱分解施設の構造基準

炭化水素油又は炭化物を生成する場合

- ・ 熱分解室内への空気の流入を防ぐことにより、熱分解室内の廃棄物を燃焼させない構造のものであること。
- ・ 廃棄物の熱分解を行うのに必要な温度及び圧力を適正に保つことができるものであること。
- ・ 熱分解室内の温度及び圧力を定期的に測定できる構造のものであること。
- ・ 処理に伴って生じた残渣(炭化物を含む。)を排出する場合には、残渣が発火しないよう、排出された残渣を直ちに冷却できるものであること。
- ・ 処理に伴って生じたガスのうち炭化水素油として回収されないガスを適正に処理することができるものであること。

炭化水素油又は炭化物を生成しない場合

- ・ 熱分解に必要な温度を適正に保つことができること。
- ・ 生活環境の保全上の支障が生じないよう必要な措置が講じられていること。

環境大臣が定める熱分解の方法

炭化水素油又は炭化物を生成する場合

- ・ 排出口以外から処理に伴って生じたガスが排出されないように熱分解を行うこと。
- ・ 排出口から処理に伴って生じた残渣が飛散しないように熱分解を行うこと。
- ・ 排出口から火炎又は汚染度が25%を超える黒煙が排出されないように焼却すること。
- ・ 処理に伴って生じたガスを生活環境の保全上支障が生じないよう処理した後、排出すること。

炭化水素油又は炭化物を生成しない場合

- ・ 排出口以外から処理に伴って生じたガスが排出されないように熱分解を行うこと。
- ・ 排出口から処理に伴って生じた残渣が飛散しないように熱分解を行うこと。

- ⑥ 法令等で定める施設を用いて処分を行う場合には、あらかじめ施設設置について所定の手続きを行うこと。

※ 施設設置の手続きについては、「廃棄物処理施設の設置等について」をあわせてご確認ください。

- ⑦ 家電リサイクル法で定める家電4品目(エアコン、テレビ、冷蔵庫・冷凍庫、洗濯機・衣類乾燥機)を処分する場合には、環境大臣が定める「特定家庭用機器一般廃棄物及び特定家庭用機器産業廃棄物の再生又は処分の方法として環境大臣が定める方法」により行うこと。

- ⑧ 石綿含有廃棄物を処分する場合には、人の健康又は生活環境に係る被害が生じるおそれをなくす方法として環境大臣が定める「石綿含有一般廃棄物及び石綿含有産業廃棄物の処分又は再生の方法として環境大臣が定める方法」により行うこと。

⑨ 水銀含有ばいじん等又は水銀使用製品産業廃棄物を処分する場合には、下記の措置を講じること。

※ 水銀廃棄物については「水銀を含む産業廃棄物について」や環境省のホームページをあわせてご確認ください。

- ・ 水銀又は水銀化合物が大気中に飛散しないに必要な措置を講じること。
- ・ 水銀回収が必要な場合、ばい焼その他の加熱工程により水銀を回収すること。
- ・ 不溶化が必要な場合、「金属等を含む廃棄物の固型化に関する基準」に基づき固型化等を行うこと。

⑩ 廃棄物の保管を行う場合には、下記のとおり保管を行うこと。

※ 廃棄物の保管基準については、「廃棄物の保管基準」をあわせてご確認ください。

- ・ 周囲に囲いが設けられ、保管の場所であることの表示がされている場所で行うこと。
- ・ 廃棄物が飛散、流出、地下浸透及び悪臭発散のしないように必要な措置を講じること。
- ・ 保管場所が屋外にある場合、制限高さを超えて廃棄物を積み上げないこと。
- ・ ねずみ、蚊、はえ、その他の害虫が発生しないようにすること。
- ・ 石綿含有廃棄物の積替・保管を行う場合には、仕切りを設ける等、他のものと混合するおそれのないに必要な措置を講じること。
- ・ 産業廃棄物の保管を行う場合、適正な処分を行うためにやむを得ないと認められる期間を超えて保管を行わないこと。
- ・ 産業廃棄物の保管を行う場合、以下の数量を越えないこと。

産業廃棄物の処分において

建設業に係る産業廃棄物(木くず、コンクリートがら、アスファルトがらで分別されたものに限る)の保管を行う場合	処理施設における1日当たりの処理能力の28倍の数量 (アスファルトがらについては70倍の数量)
使用済自動車等の保管を行う場合	最大保管高さを超えずに保管することができる数量
上記以外の産業廃棄物の保管を行う場合	処理施設における1日当たりの処理能力の14倍の数量